

2017年1月1日制定

D1 JAPAN規則

1. D1国内競技の統括

D1 JAPAN ORGANIZATIONは、日本国内におけるD1グランプリシリーズおよびD1関連イベントを統括するD1代表機関であり、株式会社サンプロスをその運営母体とする。D1名称を使用する競技を行う者はD1 JAPAN ORGANIZATIONの承認を得なければならない。

- 1) D1 JAPAN ORGANIZATIONは、D1名称を使用するドリフト競技を統轄する国内唯一の機関としてD1名称を使用する国内すべての競技会を公認する。
- 2) D1 JAPAN ORGANIZATIONに公認されたD1競技会の主催者は、D1規則を遵守するとともに該当する国内のD1競技関係者にD1規則を遵守させなければならない。
- 3) D1 JAPAN ORGANIZATIONに公認されたD1競技会の主催者は、D1規則に準じた競技規則をD1 JAPAN ORGANIZATIONの承認の基に制定して、競技会を開催することができる。

2. D1国内競技会

1) D1GP国際競技会

日本国内において開催されるD1GP国際大会は、D1 ASSOCIATIONの指定した主催者として株式会社サンプロスが主催する事ができる。株式会社サンプロスは共同主催者契約により、大会の共同主催者を設けることが許される。

2) D1グランプリシリーズ

D1グランプリシリーズ(略称:D1GPシリーズ)は、その開催は唯一D1 JAPAN ORGANIZATIONの運営母体である株式会社サンプロスによっておこなわれる。サンプロスはシリーズ個々の競技会について、個別の共同主催者と共に競技会を開催することが許される。

3) D1ストリートリーガルシリーズ(仮称)

D1ストリートリーガルシリーズ(略称:D1SLシリーズ)は、D1グランプリシリーズとくらべ、より経済性を考慮したシリーズ規則と車両規則にておこなわれ、国内チャンピオンシップ競技大会として開催され、シリーズ規則はD1 JAPAN ORGANIZATIONが策定する。D1SLシリーズはD1 JAPAN ORGANIZATIONの運営母体である株式会社サンプロスが競技会を主催するか、共同主催形式またはシリーズ全体を委託開催とすることができる。

4) D1地方シリーズ

国内の地方を限定したチャンピオンシップ競技会としてD1 JAPAN ORGANIZATIONが公認または承認して開催される。シリーズ規則はシリーズの主催者またはシリーズ各大会の主催者共同で策定し、D1 JAPAN ORGANIZATIONの承認が必要とされる。

5) D1特別競技会

D1 JAPAN ORGANIZATIONは上記各シリーズ以外に、単発の競技会を開催させることができる。この場合、主催者は参加ドライバーの制限を競技会毎に定めることができる。参加ドライバーが開催国以外から参加する国際競技会とする場合には、競技会開催以前にD1 ASSOCIATIONの公認を得なければならない。

6) D1エキジビション

D1 JAPAN ORGANIZATIONはD1規則に定めない競技方法にておこなう競技形式のイベント、またはデモンストラクションイベントを開催させることができる。ただし、参加ドライバーはその所属国のD1代表機関の許可を得なければならない。参加ドライバーの所属国にD1代表機関がない場合にはD1 ASSOCIATIONの許可を取得しなければならない。

3. D1ライセンス保有義務

- 1) D1競技会に参加する者は、D1 JAPAN ORGANIZATIONに申請して所定のライセンスの発給を受けなければならない。D1ライセンス所有者は、D1 JAPAN ORGANIZATIONに登録される。
- 2) D1国際格式競技会に参加する者は、D1 JAPAN ORGANIZATIONに申請してD1 ASSOCIATIONが発給するD1国際ライセンスを保有しなければならない。
- 3) D1ライセンス保有者が国外のドリフト競技会に出場する場合、または審査役務をおこなう場合は、D1国際ライセンス保有者でなければならない。

4. D1ライセンスの期限と失効等

- 1) D1ライセンスの有効期限は毎年1月1日より12月末日までとし、シーズン途中で取得したライセンスも取得年の12月末日までを有効期間とする。
- 2) D1ライセンスはその有効期間が満了する以前に更新手続きをおこなうことで、翌年に有効なライセンスが継続確保され、原則として更新期間を過ぎた場合には新規の取得と同様の扱いとされる。
- 3) D1ライセンスの更新申請はD1 JAPAN ORGANIZATIONに申請し、所定の手数料納付を完了することで有効とされる。
- 4) D1規則5項違反等によりD1 JAPAN ORGANIZATIONがライセンス無効または停止処分とした場合、当該者のライセンスは失効される。

5. D1ドライバーライセンスの種類と参加制限

- 1) D1ドライバーライセンスの受給者は普通自動車運転免許証を保持していなければならない。運転免許取得年齢に達していない場合は、親権者のD1競技同意書を添えてD1 JAPAN ORGANIZATIONにD1ドライバー発給審査申請を提出することでライセンス発給審査を受けることができる。
- 2) D1ドライバーライセンス種別およびライセンス別参加制限

参加カテゴリー ライセンス種類	Inter National Series	D1GP シリーズ	D1SL		D1 レディース リーグ	D1 地方戦
			A (SLシリーズ)	B (東西シリーズ)		
国際 D1-SUPERライセンス	○	○	×	×	×	×
国際 D1-GPライセンス	×	○	○	○	○	×
国内 D1-Aライセンス	×	×	○	○	○	○(注1)
国内 D1-Bライセンス	×	×	×	○	○	○
国内 D1-Eライセンス	×	×	×	×	○	○

(注1) D1ストリートリーガルシリーズでのポイント獲得者は地方戦全国大会へ出場できない。

6. D1ドライバーズライセンス種類とライセンス別の取得・更新条件

1) ライセンスの種類と種類別更新・取得条件

格式	ライセンス種類	更新条件	新規取得条件
国際	①D1スーパーライセンス	スーパーライセンスは更新制ではなく、右記条件者のみに発行される。	a) 前年D1GPシリーズランキング上位8名の者 b) D1GPシリーズチャンピオン経験者で前年シリーズに参戦していた者 c) 5年度前までのD1GP戦の優勝経験者で前年D1GPシリーズに参戦していた者 d) D1JO(D1 JAPAN ORGANIZATION)が特別に認定した者
国際	②D1GPライセンス	GPライセンス保持者	a) 前年D1SLシリーズにて10ポイント以上獲得した者 b) 前年D1東西シリーズにて20ポイント以上獲得した者 c) D1JOが特別に認定した者
国内	③D1 Aライセンス	前年 Aライセンス保持者	a) 前年D1東西シリーズにて10ポイント以上獲得した者 b) 前年レディースリーグにて10ポイント以上獲得した者 c) 前年D1地方戦にて20ポイント以上獲得した者(複数地区のポイント合算可) d) 前年D1ライセンス選考会にて選考会審判員より認定された者(注1) e) D1JOが特別に認定した者
国内	④D1 Bライセンス	前年 Bライセンス保持者	a) 前年D1地方戦でポイント獲得した者 b) 前年のD1レディースリーグでポイント獲得した者 c) 前年D1ライセンス選考会にて選考会審判員より認定された者(注1) d) D1JOが特別に認定した者
国内	⑤D1 Eライセンス	前年 Eライセンス保持者	a) ライセンス講習会を受講し、ライセンス申請・申請料金の支払いをした者。当日支給。

(注1) 選考会で権利を得た場合のライセンス申請の有効期限は翌年ライセンス申請期間末まで。

2) ライセンス申請手数料

	スーパーライセンス	GPライセンス	Aライセンス	Bライセンス	Eライセンス
更新	更新対象外	¥25,000	¥15,000	¥5,000	¥2,000
新規	¥40,000(※1)	¥30,000	¥20,000	¥10,000	¥2,000

(※1) スーパーライセンス取得者には特典としてドライバーゲストパス2枚が支給される。

- ① ウェブ手続き以外での申請の場合、別途手数料¥1,000が加算される。
- ② ライセンスが昇格する場合は「新規」の料金となる。同格、または降格で申請する場合は「更新」料金となる。
- ③ 再発行について紛失・破損等によるライセンスカードの再発行手数料:各ライセンスの新規申請料金と同金額
スポンサー変更等による顔写真差替えの再発行手数料:¥5,000(既存のカードは返却すること)
- ④ 申請料金振込先:りそな銀行 新都心営業部 普通3429205 (株)サンプロス D1事業部

7. D1審判員ライセンスの種類

D1競技会における競技採点、罰則適用への対応等について、D1規則を遵守した平準化と公平公正性の維持向上に資するため、これらの役務に従事する審判員に対しては審判員資格制度を設ける。審判員資格者にはライセンスを発給し、D1競技会では審判員ライセンス保有者以外が審判員役務に就くことを禁止する。

1) D1国際審判員ライセンス

D1国際格式競技会の審判員役務に就く者は、D1 JAPAN ORGANIZATIONに申請してD1 ASSOCIATIONが発給するD1国際審判員ライセンスを保有しなければならない。

2) D1国内審判員ライセンス

D1国内審判員ライセンスはD1 JAPAN ORGANIZATIONが発行する。D1国内競技の審判員は、このD1国内審判員ライセンスまたはD1国際審判員ライセンスを保有していなければならない。

8. D1審判員ライセンスの取得条件と申請

1) 審判員ライセンスの種類と種類別更新・取得条件

ライセンス種類	更新条件	新規取得条件
① D1国際審判員ライセンス	当該年度にD1国際審判員ライセンスを保有し、D1 ASSOCIATIONによる更新審査に合格した者	a) D1国内審判員ライセンスを2年以上保有し、D1公認競技会の審判員としての実績を持ち、D1国際審判員2名以上の推薦を得られる者 b) D1 JAPAN ORGANIZATIONから上記条件によらず特別に推薦された者
② D1国内審判員ライセンス	当該年度にD1国内審判員ライセンスを保有し、D1 JAPAN ORGANIZATIONによる更新審査に合格した者	a) D1 JAPAN ORGANIZATIONが開催する国内審判員講習会を修了した者 b) D1 JAPAN ORGANIZATIONから上記条件によらず特別に推薦された者

2) ライセンス更新料金

	D1国際審判員ライセンス	D1国内審判員ライセンス
D1ドライバーズライセンスA以上の所持者	¥5,000	¥3,000
上記以外の者	¥15,000	¥10,000

9. 競技会における審判員役務従事

D1審判員ライセンス保有者は、D1競技会の審判員役務をおこなうことができる。また、D1競技発展のために国外でD1非承認競技会の審判員を務めることができるが、いずれの場合も以下の条件内で運用されなければならない。

- ① D1審判員ライセンス保有者は、国内・国外においてもそのライセンスが適用する格式のD1競技会の審判員役務に就くことができる。但し、事前にD1 JAPAN ORGANIZATIONの承認を得るとともに、競技会後に競技会の状況を文書で報告しなければならない。
- ② D1審判員ライセンス保有者が、D1代表機関の無い国での競技会の審判員役務をおこなう場合には、競技会の概要を示して事前にD1 JAPAN ORGANIZATIONの承認を得るとともに、競技会後に競技会の状況を文書で報告しなければならない。
- ③ D1審判員が上記に違反した場合には罰則の対象とされる。

10. D1競技会参加申し込み

D1競技会の参加申し込みはシリーズ規則書または大会特別規則書に定める参加申し込み方法と提出書類にて実施されなければならない。

1) D1競技参加

D1競技参加者とオーガナイザーとのD1競技会参加契約は、参加申し込みが受理されたことによって成立する。参加契約はD1規則書、本規則、D1シリーズ規則、大会特別規則およびそれらの関連規則内容を承諾した上でなされたとみなされる。

2) D1競技会参加申し込み(エントリー)

D1競技会参加申し込みはD1シリーズ規則書、大会特別規則書に定める方法と期日でおこなわれなければならない。主催者からの受理書類の送達をもって参加契約が成立される。

なお、主催者は理由を開示することなく参加申し込みを拒否することができる。

3) 無効なD1競技会参加申し込み

シリーズ規則書または大会特別規則書で定められた参加費の未支払い状態では参加申し込みが正式受理される事はない。また、虚偽または不正記入が含まれるD1競技会参加申込書は無効であり、参加費は没収される。

4) 誓約書提出義務

競技参加者、ドライバー、チーム員は自筆署名にてシリーズ規則または大会特別規則に定められた誓約書を提出しなければならない。

なお、参加申し込み記載の要員と変更がある場合には、必ず大会参加受付時に誓約書の追加提出を行い、誓約者と実務要員を一致させなければならない。

11. 参加申し込み関係書類

参加申込の提出書類フォーマットは、以下の資料内容からシリーズ規則または大会特別規則によって指定され、シリーズ主催者または大会主催より提供される。

1) 参加申込書(エントリー用紙)

電子送信で暫定提出することが出来るが、正規の提出は参加責任者自筆署名書面が主催者に送達されなければならない。

2) 参加者・チーム員誓約書

参加責任者、競技ドライバー、登録チーム員全員の自筆署名書面が提出されなければならない。また、大会時のメンバーと記載者は一致していなければならない。チーム員の変更があった場合には、新規のメンバーと参加責任者の自筆署名書面を追加提出しなければならない。

3) JAF競技運転者ライセンスコピー

JAF公認大会では競技会時に有効なライセンスのコピーが必要になる。更新中の場合には仮ライセンスカードのコピーであって良い。

4) 競技運転者・チーム員保険申告書

参加条件として参加者自らの保険付保義務がある場合は、その保険会社名または共済会名と保証金額記載した書面の提出が求められる。

5) 自動車抹消登録書コピー等

参加競技車両のベース車両が競技車両としての的確であるかを示すため、提出が求められる場合がある。

6) 参加競技車両仕様申告書

競技車両として基本的な仕様表に加え、特定の部位に関して部品銘柄等を申告が求められる場合がある。

7) 競技ゼッケン申請書

固定ゼッケン番号制のシリーズ戦では年間同ゼッケン番号の使用を前提にゼッケン番号を割り付ける為、要望ゼッケン番号申請する必要がある。

8) ドライバー無線使用申告書

無線機材を使用する場合は、大会開催場所での使用を電波法で許された無線装置である事を示して使用を申告しなければならない。

12. 競技参加者**1) 参加者(エントラント)**

JAFのエントラントライセンスを保有する者、D1 JAPAN ORGANIZATIONに参加者登録のある者、D1ライセンス保有のD1ドライバーが参加者として認められる。

参加責任者はチーム員すべての管理責任を負い、チーム員全員の大会中の行動に責任をもたなければならない。

2) 競技運転者(ドライバー)

競技運転者はD1ドライバーライセンス保有者でなければならない。また、JAF公認大会ではJAF運転者ライセンス国内B級以上の保有が必要とされる。

ドライバーは競技会時に有効な普通自動車運転免許を所有していなければならない。競技運転者は参加競技に對して的確な技量保有者であり、競技規則を理解して競技会に参加しなければならない。

3) チーム員**① スポッター**

ドライバーに対して走行状態のレポートや指示を行う役割を担う者で、スポッターエリアに入場する事が出来るが、スポッター表示とチームウェアの着用が無ければならない。

② メカニック

車両整備に従事する者はチーム員として登録されなければならない。規則で定められた被服装備で競技に臨まなければならない。

③ チーム補助員

チーム登録者でチームピットエリアにて業務を行う者で、車両整備作業やホットピットへの立ち入りをしてはならない。

13. 発行パス**1) エントラントパス**

登録された競技参加責任者用に発行されるクレデンシャルパスで、D1グランプリシリーズ参加エントラントにのみ発行される。登録された本人または、委任状で委任されたチーム員に使用が認められる。

2) チームパス

登録されたチーム員に対し発行されるクレデンシャルパスで、常に携帯することが義務付けられる。登録本人以外の使用は認められない。

3) 紛失等の際に再発行するクレデンシャルパスの再発行料は、各シリーズ規則で制定する。